

審査基準

I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、各評価項目の得点合計が最も高い者と契約交渉を行い、交渉の結果、契約条件に合意した場合に採択案件として決定する。

II 審査方法

企画提案書等に基づき、東京工業大学内に設置する「東京工業大学 第1回エネルギー・情報国際フォーラム 審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において第1次審査（書類審査）及び第2次審査（プレゼンテーション審査）を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

III 評価方法

評価は、下記の評価項目毎に評価基準による審査を行い、審査委員会の各委員が各自評価した採点結果の合計を当該提案者の得点とする。

1 事業実施主体に関する評価

① 業務の実績（50点）

1. 会場設営・運営等に関する知識・知見を有し、過去に同様の運営業務を経験しているか。（15点）
2. 会場（ホテル等）との取引関係を過去に有しているか。（15点）
3. コロナウィルス感染症対策を行った学会開催実績があるか。（20点）

② 組織の経験・能力（50点）

1. 業務が遂行可能な人員の確保がなされているか。（10点）
2. 業務を行う上で適切な財務基盤、経理処理能力を有しているか。（10点）
3. フォーラム運営業務について、幅広い知識・知見を持った人員を有しているか。（10点）
4. 国内外各地での開催において、要員派遣・配備体制が整えられているか。（20点）

2 事業内容に関する評価

① 業務の実施方針等（80点）

1. 仕様書2.業務内容について、全て提案されているか。（15点）
2. 提案が、仕様書3.1に記載している①～⑥の条件をみたしているか。（20点）
3. 仕様書に示した内容に対して具体性のある提案がされているか。（15点）
4. 仕様書記載の事業内容について、実現可能な方法が提案されているか。（15点）
5. 手法、日程等に無理がなく、目的に沿った実現性はあるか。（15点）

② 予算の妥当性（20点）

1. 事業内容及び本フォーラムの開催目的を理解して経費が積算されているか。（10点）

2. 見積書費用の算定内訳。(10点)

3 その他加点に関する評価

① ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

参考：内閣府男女共同参画局ホームページ「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）について（http://www.gender.go.jp/policy/positive_act/wlb_torikumi.html）

[評価基準]

1 評価項目1及び2に係る評価基準

以下の5段階により評価を行う。

大変優れている（A評価）＝配点×1.0 優れている（B評価）＝配点×0.8

普通（C評価）＝配点×0.6 やや劣っている（D評価）＝配点×0.4

劣っている（E評価）＝配点×0.2

2 評価項目3に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）

・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.5点

・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点

・認定段階3＝1.5点

・プラチナえるぼし認定＝2点

・常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.3点

○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

・くるみん（旧基準）認定＝0.5点

・くるみん（新基準）認定＝1点

・プラチナくるみん認定＝1.5点

○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

・ユースエール認定＝1点

○ 上記に該当する認定等を有しない＝0点